

公共放送ワーキンググループにおける今後の検討項目

令和5年11月9日
公共放送WG事務局

(1) 地上波テレビ放送以外（地上波ラジオ放送・衛星放送・国際放送）のインターネット活用業務の在り方

① 必須業務化の是非

- ・ 地上波テレビ放送と同様、放送の受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者に対しても継続的・安定的に放送番組の同時・見逃し配信を全国(全世界)において提供すること(必須業務化)が適当かどうか。

② 必須業務として配信すべき情報の範囲

- ・ 地上波テレビ放送と同様、放送番組と同一の内容を基本としつつ、i)国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度の高い重要な情報、ii)放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定すべきかどうか。
- ・ その際、各メディアの性質に鑑み、テキスト情報等の範囲について特に考慮すべき点はないか。

③ 二元体制を維持するための担保措置

- ・ 地上波テレビ放送と同様、担保措置としての競争評価の仕組みは、まず、情報の提供主体であるNHKが原案を策定し、その評価・検証を、NHK以外の第三者機関(電波監理審議会等)が、NHKが必須業務としてのインターネット活用業務を開始する前など適時に、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施する仕組みとすべきかどうか。

(2) 国際放送の在り方（上記（1）を除く）

① コスト負担の軽減

- ・ インターネット配信の活用による伝送コストの軽減の可能性等について検討。

② コンテンツ調達の在り方

- ・ 番組制作の競争性・透明性の確保、民放や株式会社日本国際放送等の外部リソースの活用の可能性等について検討。

③ 財源の在り方

- ・ 広告収入の可能性等について検討。

(3) その他

① 競争評価のための関係者による事前検討の場のフォロー

- ・ 検討状況について適時にフォローを実施。

② NHKのガバナンスの在り方

- ・ NHKのガバナンスの在り方について検討。
- ・ NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているかについて検証。

公共放送ワーキンググループの今後のスケジュール

- 公共放送WGでは、本年8月29日の第13回会合において取りまとめ案を了承し、同月31日の親会に報告の上、パブリックコメントを経て、10月18日に取りまとめを公表したところ。
- 公共放送WGの取りまとめにおいては、「衛星放送、国際放送、地上波ラジオ放送に関しては、NHKが果たすべき役割に鑑み、これらの同時・見逃し(聞き逃し)配信を必須業務化すべきかどうかについて、…今後、本ワーキンググループにおいて速やかに検討し、年内を目途に結論を得ることとする。」とされ、放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース取りまとめにおいては、「NHK国際放送については、…インターネット配信の強化…を含め、それらの課題や課題解決方策について検討を行う場を早急に設置すべき。可能なものについて年内を目途に中間報告を行うべき。」とされている。
- これらを踏まえ、可能なものについては、本年12月中に結論を得ることとする(その後も、必要に応じて継続的に検討)。

